

報告第1号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第2号	平成30年2月9日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 2 月 9 日

加東市長 安 田 正 義

- 1 損害賠償の相手方 加東市社 1075 番地 2
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所
- 2 和解事項 市は相手方の看板の修理費用の 10 割を支払う。
- 3 損害賠償の額 159,840 円
- 4 事故の概要
 - (1) 事故発生日時 平成 29 年 11 月 21 日 午後 2 時頃
 - (2) 事故発生場所 加東市馬瀬 御所谷池付近（国道 372 号沿い）
 - (3) 事故の内容 職員が、加東市馬瀬御所谷池付近の緩やかな上り坂を運転中に進路を外れ、看板に接触し、破損させた。